主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人遠山丙市、同矢吹忠三、同早川健一の上告趣意(後記)は、結局量刑不当、 事実誤認の主張に帰し刑訴応急措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。 よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 松本武裕関与

昭和二六年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長表	找判官	霜	山	精	_
表	找判官	栗	Щ		茂
表	找判官	小	谷	勝	重
表	找判官	藤	田	八	郎